

入札参加資格条件一覧

項番	内 容
1	佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第2条第2項により造園工事の決定を受けていること。
2	県内企業（県内に本店を有する者、県内に支店等を有し県内支店等に勤務する従業員比率が50%以上の者若しくは県内支店等に勤務する従業員数が50人以上の者、誘致企業又は国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第4項に規定する「障害者就労施設等」（県内に所在する者に限る。））であること
3	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
4	会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
5	開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
6	佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
7	<p>自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。） イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。） ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者 オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者 カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者 キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者